関東地区用地対策連絡協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、関東地区用地対策連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、公共・公益事業のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する事務（以下「公共用地事務」という。）に係る諸制度について、会員相互の連絡を図り、併せてその運用の調整、調査及び研究等を協働して行うことにより、公共用地の取得等の促進に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、本会会員等が使用する「損失補償算定標準書」を監修し、別に定める関東地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書管理規程により、適正な管理を行うものとする。

２　本会は、公共用地事務の運用に関する情報の交換、収集、編集及び整理を行うとともに、調査研究の成果を発表・討議するため、別に定める関東地区用地対策連絡協議会研究会実施規程により研究会、研修等を行う。

３　本会は、別に定める関東地区用地対策連絡協議会表彰規程により、公共用地事務を担当する各会員の職員のうち、他の職員の模範となる職員の表彰を行う。

（会員）

第４条　本会の会員は、別表１のとおりとする。

２　会員の加盟及び退会については、幹事会及び定例会議において承認を受けるものとする。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

会長	１名
副会長	２名
幹事	１０名以内
会計監査員	２名

（役員の選任）

第６条　会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

２　副会長は、国土交通省関東地方整備局副局長及び東京都建設局長をもってこれに充てる。

３　幹事は、別表２のとおりとする。

４　会計監査員は、毎年度、会員の互選により事務局以外の会員から選出し、第９条に規定する定例会議において決定することとし、任期は１年とする。

（役員の職務）
第７条　会長は、本会を代表して会務を統轄する。
２　副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるとき等は、その業務を代行する。
３　幹事は、第９条に規定する会議の議決に基づいて会務を執行する。
４　会計監査員は、毎年４月に前年度における本会の会計について監査を行う。
ただし、必要と認められるときは、臨時に監査を行うことができるものとする。

（事務局）
第８条　本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地補償課に置く。
２　事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
３　事務局は、本会運営のための事務を行う。

（会議）
第９条　会議は、定例会議、臨時会議、及び幹事会とする。
２　定例会議は、年１回開催する。
３　臨時会議は、必要に応じて会長が招集する。
４　幹事会は、事業計画案の作成、予算案の作成その他本会の事務を行うために必要な事項について審議するものとし、必要に応じて会長が招集する。
５　分科会は、幹事会が設置するものとし、本会事務の円滑な運営を行うために調査、研究等を行う。分科会の構成員は幹事会において選出し、別に定める関東地区用地対策連絡協議会分科会運営要領により行うものとする。

（会費）
第１０条　本会を運営するために必要な経費が生じた場合には、会員は必要な経費を均等に実費負担する。

（附則）
この規約は、昭和５０年４月１日から施行する。
昭和５４年５月２２日一部改正
昭和５５年５月２０日一部改正
昭和５６年５月２０日一部改正
昭和５９年４月１日一部改正
昭和６３年５月２０日一部改正
平成１２年５月１７日一部改正
平成１３年３月２２日一部改正
平成１５年５月１４日一部改正
平成１６年５月１７日一部改正
平成１９年５月１８日一部改正

平成２０年５月１６日一部改正
平成２１年３月２５日一部改正
平成２６年５月８日一部改正
令和５年５月１０日一部改正
令和６年５月９日一部改正

別　表　1（規約第4条第1項の会員）

会　員　名　簿

令和6年7月3日現在

1	国土交通省関東地方整備局		31	東京地下鉄株式会社	
2	東京都		32	農林水産省関東農政局	
3	神奈川県		33	東日本旅客鉄道株式会社 東京建設プロジェクトマネジメントオフィス	
4	千葉県		34	東日本旅客鉄道株式会社マーケティング本部	
5	埼玉県		35	東海旅客鉄道株式会社	
6	茨城県		36	成田国際空港株式会社	
7	栃木県		37	千葉市	
8	群馬県		38	栃木県土地開発公社	
9	山梨県		39	株式会社NTTファシリティーズ	
10	長野県		40	日本郵政株式会社	
11	国土交通省関東地方整備局港湾空港部		41	さいたま市	
12	東日本高速道路株式会社関東支社		42	中日本高速道路株式会社東京支社	
13	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京工事事務所		43	相模原市	
14	首都高速道路株式会社更新・建設局		44	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 関東甲信工事局	
15	防衛省北関東防衛局		45	日本貨物鉄道株式会社　事業開発本部 関東事業開発支店	
16	防衛省南関東防衛局		46	小田急電鉄株式会社	
17	横浜市		47	東京電力リニューアブルパワー株式会社	
18	川崎市		48	公益財団法人東京都道路整備保全公社	
19	東京電力パワーグリッド株式会社用地部		49	横浜高速鉄道株式会社	
20	京浜急行電鉄株式会社				
21	国土交通省東京航空局				
22	東急電鉄株式会社				
23	西武鉄道株式会社				
24	京王電鉄株式会社				
25	京成電鉄株式会社				
26	宇都宮市				
27	独立行政法人水資源機構				
28	東武鉄道株式会社				
29	電源開発株式会社水力発電部東日本支店				
30	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部				

別　表　2（規約第6条第2項の幹事）

幹　事　名　簿

幹　事　名	
国土交通省関東地方整備局	茨　　城　　県
東　　京　　都	栃　　木　　県
神　奈　川　県	群　　馬　　県
千　　葉　　県	山　　梨　　県
埼　　玉　　県	長　　野　　県